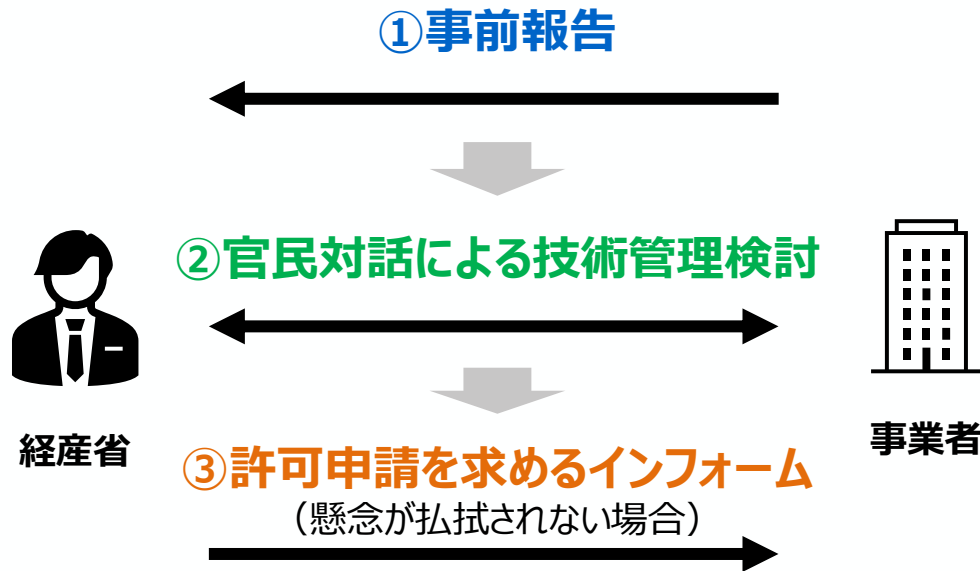


外為法に基づく技術管理対話スキーム（2024年12月施行）

- 技術は、貨物に比して、一度移転すれば、管理の難易度が高くなる。また、移転後の時間的経過とともに主体や用途が変化し、当初想定できないような軍事転用に繋がる懸念がある。
- このため、安全保障上の観点から管理を強化すべき重要技術の移転に際して、外為法に基づく事前報告制度を設け、これを端緒として官民が確実に対話する。
- 技術移転を止めることが目的ではなく、適切な技術管理を徹底することが目的。技術流出の懸念が払拭されない場合に、許可申請を求めるインフォームを発出する場合もあるが、原則として、対話を通じた信頼関係の下での解決を目指す。
- 事前報告対象として、今般、新たに5技術を追加するべくパブコメを実施。

<スキーム概要>



事前報告の対象技術	
①積層セラミックコンデンサ (MLCC)	⑬正負極バインダ
②SAW及びBAWフィルタ	⑭固体電解質
③電解銅箔	⑮セパレータ製造装置
④誘電体フィルム	⑯量子ドット
⑤チタン酸バリウム	⑰TADF材料 (有機EL次世代発光材料)
⑥炭素繊維	⑱位相差フィルム
⑦炭化ケイ素繊維	⑲軟性内視鏡
⑧フォトレジスト	⑳ソルダーレジスト
⑨非鉄金属ターゲット材	㉑GaN基板 (GaN on GaN)
⑩走査型/透過型電子顕微鏡 (SEM/TEM)	㉒永久磁石
⑪磁気センサー	㉓ペロブスカイト太陽電池
⑫スポンジチタン	㉔シンチレータ